

In brief

A look at current financial reporting issues

No. INT2018-14
5 November 2018

「重要性がある」の定義の修正 (IAS 第1号及びIAS 第8号の修正)

要点

国際会計基準審議会 (IASB) は、2018年10月31日、「重要性がある」の定義の修正 (国際会計基準 (IAS) 第1号及びIAS 第8号の修正) を公表しました。

論点

「重要性がある」の定義の修正

IASB は、2018年10月31日、IAS 第1号及びIAS 第8号における「重要性がある」の定義の修正を公表しました。

IAS 第1号「財務諸表の表示」及びIAS 第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の修正、ならびに他のIFRS基準に対する結果的修正は、(i)「重要性がある(material)」の定義をIFRS基準と「財務報告に関する概念フレームワーク」との間で一致させ、(ii)「重要性がある」の定義に付属している説明の明瞭性を向上させ、(iii)IAS 第1号における重要でない情報に関するガイダンスの一部を定義に織り込んでいます。

「重要性がある」の定義は、以下のように修正されます。

情報は、それを省略したり誤表示したり覆い隠したりしたときに、特定の報告企業の財務情報を提供する一般目的財務諸表の主要な利用者が当該財務諸表に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想し得る場合には、重要性がある。

本修正は、「情報を覆い隠す」という文言が、その情報を省略または誤表示するのと同様の効果を有する状況に対処するものであることを明確化しています。また、本修正は、企業が財務諸表全体の文脈において重要性があるかどうかを評価しているものと述べています。

さらに、本修正は、一般目的財務諸表が対象とする「一般目的財務諸表の主要な利用者」を、必要とする財務情報の多くを一般目的財務諸表に依拠しなければならない「現在の及び潜在的な投資者、融資者及び他の債権者」と定義することにより、その意味を明確化しています。

影響

本修正は、「重要性がある」の定義を明確化し、IFRS基準における定義を一致させるものですが、財務諸表の作成に著しい影響を与えることは予想されていません。

適用日

本修正は、2020年1月1日以降に開始する事業年度に適用しなければなりません。早期適用は認められません。